報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部 2023 年 3 月 23 日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人日本看護協会

### 厚労省労働基準局、保険局、医政局および文科省高等教育局へ要望

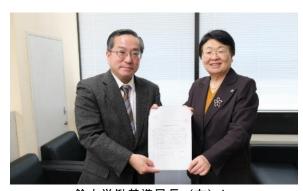
# 看護職員の勤務環境や処遇改善の実現を

公益社団法人日本看護協会(会長・福井トシ子、会員77万人)は3月15日、厚生労働省の鈴木英二郎労働基準局長、伊原和人保険局長、榎本健太郎医政局長に令和6年度予算・政策に関する要望書を提出しました。また、伊原保険局長には、令和6年度診療報酬改定に係る予算確保に関する要望書を提出しました。さらに、3月17日には、文部科学省の池田貴城高等教育局長に令和6年度予算・政策に関する要望書を提出しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会に ご紹介いただきますようお願い申し上げます。

### ■厚労省労働基準局

看護職員の勤務環境においても「働き方改 革」の取り組みが進められています。しかし ながら、夜勤を含む交代制勤務に従事する労 働者の健康の確保については、現状では関係 法令による特段の基準は示されていません。 夜勤・交代制勤務など、不規則な勤務による 生体リズムの乱れが、不眠や疲労回復を妨げ る要因となり、身体的・精神的な不調を引き 起こすとされています。また、「脳・心臓疾患 の労災認定基準」では、看護職員の交代制勤



鈴木労働基準局長(左)に 要望書を手渡す福井会長

務に見られる勤務時間の不規則性が、その負荷要因にあげられています。

このため本会は、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護職員の健康確保のため、労働時間等設定改善指針を改正し、勤務間インターバルの確保、仮眠の確保や環境の整備、長時間夜勤の回避などの項目を追加するよう求めました。

鈴木労働基準局長は「労働時間等設定改善指針は労使で自主的に取り組むためのもので、 全産業に適用されるため、看護職員の夜勤に関わる個別の細かい内容を入れるのは難しい が、夜勤が大変であることは理解している。今後、何ができるか考えたい」と応じました。

#### ■保険局

コロナ禍において、看護職員の役割や確保があらためて重要視され、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員(約57万人)に、賃金引上げのための措置が講じられました。その後、令和4年度診療報酬改定で「看護職員処遇改善評価料」が新設されましたが、対象医療機関は変わっていません。しかし、就業中の看護職員は約

### News Release

報道関係者各位



伊原保険局長(右)に 要望書を手渡す福井会長

### 公益社団法人 日本看護協会 広報部 2023 年 3 月 23 日

168 万人であり、コロナ禍にあって、安全・安心な医療提供のために日々奮闘しています。そこで、令和 6 年度診療報酬改定に係る予算確保に関する要望で、全ての看護職員の処遇改善が可能となるよう「看護職員処遇改善評価料」対象拡大のための予算確保を要望しました。また、地域においては、全世代を対象とした地域包括ケアの推進が急務であり、特に介護保険の対象とならない AYA 世代など、若年層の在宅療養環境の充実に向けた体制整備が求められています。そのため、令

和6年度予算・政策に関する要望において、40歳未満の在宅療養者が看護小規模多機能型居宅介護(看多機)を利用できるよう、医療保険の給付対象とすることを要望しました。さらに、政策決定過程において看護の現状や課題を的確に反映した議論がなされるよう、中央社会保険医療協議会(中医協)の診療側委員としての看護職員の任命と、保険局医療課への企画官級の看護系技官の配置を要望しました。

伊原保険局長は「全ての看護職員の処遇改善には、財源の確保が課題だ。看護界には総力を挙げて『全ての看護職員の処遇改善』に向け、医療・介護全体で予算を確保する必要性を主張してほしい」と述べました。また、看多機への医療保険の給付については「障害福祉サービスなどの既存のサービスのあり方を参考に検討してはどうか」との考えを示しました。

#### ■医政局

地域包括ケアシステムが推進される中、 人々の療養の場はあらゆる場所へと広がり、 地域における療養支援がますます重要になっ ています。特に入院と在宅をつなぐ軸となる 外来看護には、人々の抱える多様なニーズへ の看護の力の発揮が期待されていますが、そ の人員の配置基準は十分ではない現状があり ます。そのため重点要望として、医療法上の外 来の看護職員の「人員配置標準30対1」を、 一律的な配置基準ではなく、特定機能病院や



榎本医政局長(右)に 要望書を手渡す福井会長

地域医療支援病院等、外来機能に応じたものになるよう見直し、強化することを要望しました。また配置基準が定められていない救急外来についても、実態に即した基準を設けることを要望しました。榎本医政局長は「コロナ対応を含め、看護職員の皆さまの献身的なご尽力には感謝している」とした上で「医療法で示すのは最低基準であることを踏まえ、診療報酬との使い分けが必要だろう。救急についても現場の大変さは理解するが、まずは関係職種間での連携が重要だ」との考えを示しました。そのほか、業務の効率化や基礎教育の充実など、看護がよりその専門性を発揮し、人々の健康と療養を支えていけるよう、看護提供体制全般に係る合計 13 項目を要望しました。

### News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部 2023 年 3 月 23 日

### ■文科省高等教育局



池田高等教育局長(右)に 要望書を手渡す福井会長

少子高齢化が進み患者像が複雑化する中、 地域で切れ目のない支援を提供し、人々の安 心・安全な生活を支えるため、看護職員に求 められる役割や活躍の場はこれまで以上に 拡大しています。保健師・助産師・看護師に は、幅広い知識と高い判断力に基づくケアの 実践が求められています。

特に、看護師には多様な場で状況に応じた 適切なケアを行う能力の向上が欠かせない ことから、基礎教育の強化が喫緊の課題とな っています。また、保健師・助産師において も、専門職としてあらゆる場や世代に必要な

ケアを提供するためには基盤となる教育の時間数の確保が必要です。

2022年4月には看護系大学における基礎教育カリキュラムが改正され、各課程の単位数が引き上げられたことから、4年間で複数の専門職に関する内容を学ぶことが一層困難になっています。そのため、本会は質の高い看護系人材の養成推進に向け、大学における4年間の看護師教育と、保健師・助産師教育の大学院教育への移行を強く求めました。福井会長は、加えて「学部教育での教育の実態や課題を調査することが必要だ」と指摘しました。池田高等教育局長は「(現行の) カリキュラムで複数の資格を取得することは難しいと聞いている」と応じ、各大学の取り組みや現場の実態を踏まえて対応していくとの考えを示しました。また、そのために「現場の実態把握のための調査を準備している」と述べました。

厚生労働省 労働基準局長 鈴木 英二郎 殿

> 公益社団法人 日本看護協会 会 長 福 井 トシー

### 令和6年度予算・政策に関する要望書

2019年4月施行の「働き方改革法」においては勤務間インターバル確保を事業主の努力義務とし、あわせて改正「労働時間等設定改善指針」では深夜業の回数を労使の協議事項と位置づけるなど、労働者の働き過ぎの防止と健康の確保に向けて着実な歩みが進められているものと認識しております。

しかしながら、夜勤を含む交代制勤務に従事する労働者の健康の確保については現状では関係法令による特段の基準が示されていません。看護職員の多くが夜勤を含む交代制勤務に従事していますが、その健康に最も影響を与えるのが夜勤・交代制勤務です。不規則な勤務による生体リズムの乱れが不眠につながり、疲労回復を妨げることで、身体的、精神的な不調を引き起こすと指摘されています。さらにこのような勤務体制と家庭生活との両立困難が離職理由となることも多く、看護マンパワー確保の障壁の一つとなってきました。

そこで、新たな「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2021年9月15日適用)が示す「負荷要因」である「勤務時間の不規則性」に着目して、深夜業を含む交代制勤務に従事する労働者の健康確保対策について検討し、労働時間等設定改善指針の改正によって負担軽減の取組みの方向性を示す必要があります。

以上により、令和6年度予算案等の編成並びに政策推進にあたっては、特に以下の事項につきまして格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

### 要望事項

○ 労働時間等設定改善指針の改正

# 労働時間等設定改善指針の改正

- 新たな「脳・心臓疾患の労災認定基準」(2021年9月15日適用) が示す「負荷要因」である「勤務時間の不規則性」に着目して、 深夜業を含む交代制勤務に従事する労働者の健康確保対策に ついて検討し、以下の項目について労働時間等設定改善指針 に追加されたい。
  - 勤務間インターバルの確保(勤務間インターバル11時間以上、1回の夜 勤後おおむね24時間以上、2回連続夜勤後おおむね48時間以上の休息 確保)
  - 仮眠の確保、仮眠環境の整備(仮眠室(個室)を確保)
  - 長時間夜勤の回避(1回の夜勤の長さは13時間以内)

※「看護職の夜勤交代制勤務に関するガイドライン」(日本看護協会)

# (1) 勤務時間の不規則性に着目した新たな指針が必要

労働者災害補償保険法に基づく脳・心臓疾患による労災認定基準(2021年9月15日適用)

### 「業務の過重性」の要素

- (ア)労働時間
- (イ)勤務時間の不規則性 →
- (ウ)事業場外における 移動を伴う業務
- (エ)心理的負荷を伴う業務
- (オ)身体的負荷を伴う業務
- (力)作業環境

- ●拘束時間の長い勤務
- ●休日のない連続勤務
- 動務間インターバルが 短い勤務 ————
- ▼不規則な勤務・交替制 勤務・深夜勤務 ———

### 【負荷評価の観点】

おおむね**11時間未満の勤務の有無**、時間数、 頻度、連続性等

交替制勤務における予定された始業・終業時刻の ばらつきの程度、勤務のために夜間に十分な睡眠 がとれない程度(勤務の時間帯や深夜時間帯の 勤務の頻度・連続性)、一勤務中の休憩の時間数 及び回数、休憩や仮眠施設の状況(広さ、空調、 騒音等)

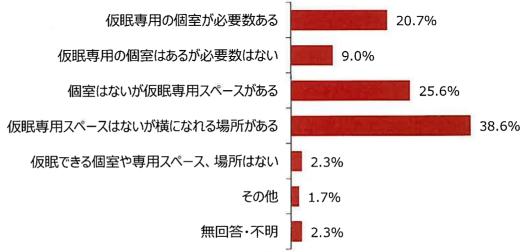
# (2) 看護職員の夜勤環境~短いインターバル、不十分な仮眠施設

### 【図1】最も短い勤務間インターバル(R2年6月実績)



【出典】令和2年度医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究(厚生労働省)~医療機関アンケート調査結果(看護職員調査)

### 【図2】看護職員の仮眠環境 (病院)



【出典】2019年病院および有床診療所における看護実態調査(日本看護協会)

公益社団法人 日本看護協会

厚生労働省 保険局長 伊原 和人 殿

公益社団法人 日本看護協会 会 長 福 井 トシーはは 同画

### 令和6年度予算・政策に関する要望書

地域包括ケアが推進される中、人々の療養の場が医療機関から地域のあらゆる場所へ 広がり、地域における全世代の療養を支える体制整備がますます必要となっています。特に 介護保険の対象とならない AYA 世代等、若年層の在宅療養環境の充実は喫緊の課題であ り、ニーズに合わせた制度整備が求められています。

また、地域医療の担い手として看護職はあらゆる領域で国民を支えており、新型コロナウイルス感染症対応においても多大なる力を発揮しています。看護の役割は広範化し、かつ専門性も高まっており、持続可能で質の高い医療・看護提供体制を構築していくためには、政策決定過程において、看護の現状や課題を的確に把握、評価し、看護職の意見を反映した議論を行うことが必要です。

以上より、令和6年度予算案等の編成ならびに政策の推進にあたっては、以下の事項につきまして、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要望事項

- 1. 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)への医療保険適用
- 2. 社会保険医療協議会法を改正し、中央社会保険医療協議会の診療側委員としての看護職の任命と、企画官級の看護系技官の配置

- 1. 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)への医療保 険適用
- AYA世代等の40歳未満の在宅療養者が看護小規模多機能型居宅介護(看多機)を利用できるよう、看多機を 医療保険の給付対象とされたい。

公益社団法人 日本看護協会

### 看護小規模多機能型居宅介護(看多機)への医療保険適用

- AYA世代(15歳~39歳の思春期・若年成人)や40~64歳の介護保険適用にならないがん患者等が、医療を受けながら療養できる場所は、 病院または自宅の二者択一となっている。
- ・ 訪問看護の利用者の約18%は30代までの年齢層であり、利用者一人ひとりの多様なニーズに対応できる柔軟な制度が必要である。
- 看多機利用開始前の居場所は「病院」の人が36.6%に上り、退院直後の状態不安定な方、末期がん等の医療ニーズの高い方や看取り期の方の在宅生活の継続を支援している。
- 看多機の**4つの機能(泊まり・通い・訪問介護・訪問看護)**の利用パターンは利用者によって様々であり、病状の変化や家庭環境、看取りの場所の希望などに合わせ、4つの機能を柔軟に組み合わせて在宅療養を継続している。

#### 訪問看護利用者 年齢別割合 (医療保険)

#### 0-9 7 10代 20代 5% 3% 4% 30代までが 30代 約18% 6% 80歳以上 22% 40代 70代 50代 20% 14% 60代

#### 看多機利用開始前の居場所別人数

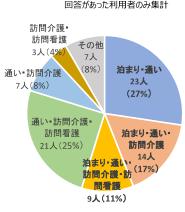
	合計人数	構成比
病院	1,581	36.6%
有床診療所	23	0.5%
老人保健施設又は介護医療院	213	4.9%
特別養護老人ホーム	18	0.4%
自宅	1,977	45.8%
その他居住系サービス	474	11.0%
その他	33	0.8%
合計	4,319	100.0%

出典:平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査 (令和元年度調査)「訪問看護サービス及び看護小規模多機能型居宅 介護サービスの提供の在り方に関する調査研究事業報告書」

#### 末期がんの利用者の看多機利用パターン・ケア内容

### 1月あたり看多機利用パターン別利用者数(割合)

n=84 (人) ※看多機の4機能の利用回数全てに 回答があった利用者のみ集計



#### 1か月間に自宅または事業所で受けた ケア内容別利用者数(割合)

(複数回答、主なものを抜粋) n=91 (人)

1

	人数(人)	割合
疼痛管理(麻薬使用)	28	30.8%
身体的リハビリテーション	27	29.7%
がん薬物療法の管理	21	23.1%
摘便	21	23.1%
尿道留置カテーテルの管理	20	22.0%
浣腸	17	18.7%
静脈内注射(点滴含む)	15	16.5%
酸素療法	15	16.5%
喀痰吸引	13	14.3%
疼痛管理(麻薬なし)	12	13.2%
口腔ケア	50	54.9%
排泄の援助(浣腸、摘便除く)	50	54.9%
本人の精神的な状態の変化への対応	42	46.2%
褥瘡の予防	25	27.5%
睡眠のためのケア	18	19.8%
族等への指導・支援	53	58.2%
	身体的リバリテーション がん薬物療法の管理 摘便 尿道留置カテーテルの管理 浣腸 静脈内注射(点滴含む)酸素療法 喀痰吸引 疼痛管理(麻薬なし) 口腔ケア 排泄の援助(浣腸、摘便除く) 本人の精神的な状態の変化への対応 褥瘡の予防 睡眠のためのケア	疼痛管理(麻薬使用) 28   身体的リハピリテーション 27   がん薬物療法の管理 21   摘便 21   尿道留置カテーテルの管理 20   浣腸 17   静脈内注射(点滴含む) 15   酸素療法 15   喀痰吸引 13   疼痛管理(麻薬なし) 12   口腔ケア 50   排泄の援助(浣腸、摘便除く) 50   本人の精神的な状態の変化への対応 42   褥瘡の予防 25   睡眠のためのケア 18

令和4年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」の収集データを日本看護協会が再集計

公益社団法人 日本看護協会

- 2. 中央社会保険医療協議会診療側委員としての 看護職の任命と、企画官級の看護系技官の配置
- 地域医療の担い手として、看護職はあらゆる領域で国民を支えており、より一層医療・看護の現状に即した診療報酬改定に貢献できるよう、中央社会保険医療協議会において、社会保険医療協議会法が定める答申・建議等について議決する権利を持つ、診療側委員として看護職の任命(社会保険医療協議会法の改正)をされたい。
- 疾病構造の変化、医療の高度化等に伴い、看護の役割は広範化し、専門性も高まっている。多様化する看護の実情を専門的、かつ責任ある立場で、他部局と連携しつつ的確に把握、評価し、診療報酬や訪問看護療養等に反映させるための調整を行う、企画官級の看護系技官を保険局医療課に配置されたい。

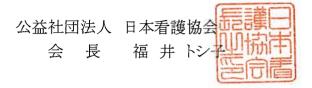
公益社団法人 日本看護協会

### 診療側委員としての看護職任命、企画官級の看護系技官の配置へ

- 看護職は地域医療の担い手として、地域全体を見据えた新型コロナウイルス感染症への対応や個々の患者への看護はもとより、医療機関の副院長や訪問看護事業所の管理者として経営にも携わり、看護の視点でそれぞれの地域における医療・看護提供体制の構築に貢献している。看護職が副院長として登用されている病院は病床規模に関わらず増加傾向にあり、6年間で10.1%から14.0%に増加している。特に500床以上の病院では半数以上で看護職の副院長が登用されている。あらゆる病床規模において、経営に携わる看護職が増加し、地域で良質かつ安全・安心な医療サービスの提供に大きく寄与している。
- 訪問看護ステーション数も10年間で2倍に増加しており、管理者として経営に携わる看護職が増えている。
- 多くの<u>看護職があらゆる領域で国民を支えている状況を踏まえれば、</u>社会保険医療協議会法第三条の5「第一項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者」として、<u>看護職は2</u>号側を構成する委員としての条件を満たしている。



# 厚生労働省 保険局長 伊原 和人 殿



### 令和6年度診療報酬改定に係る予算確保に関する要望書

新型コロナウイルス感染症への対応等により、看護職員の役割や確保が改めて重要 視され、看護職員の処遇改善として令和4年2月~9月まで看護職員等処遇改善補助 金事業が行われました。地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関2720 施設に勤務する看護職員(約57万人)に対し、賃金引上げのための措置が講じられ ました。その後、令和4年度診療報酬改定で「看護職員処遇改善評価料」が新設され ましたが、対象医療機関は変わっていません。

就業中の看護職員は約168万人であり、看護職員処遇改善評価料の対象とならなかった看護職員は約100万人おります。これらの看護職員は、コロナ禍にあって、安心・安全な医療提供のために日々努力し、各医療機能に応じた役割と責任を果たしています。

また、今回処遇改善の対象とならなかった領域は、ポスト 2025 年の超高齢社会において地域包括ケアシステムの水平的連携を支える大変重要な領域です。2040 年に向かって必要な看護職員数を確保するためにも、その業務の量と責任に見合った処遇が不可欠です。

令和6年度予算案等の編成にあたっては、すべての看護職員の処遇改善が可能となるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

#### 要望事項

「看護職員処遇改善評価料」対象拡大のための予算確保

厚生労働省 医政局長 榎本 健太郎 殿

公益社団法人 日本看護協会 会 長 福 井 トシール 協力

### 令和6年度予算・政策に関する要望書

2025 年を目前に控え、地域包括ケアシステムの充実とともに、地域において療養を支える取組みの強化が急がれます。療養の場はすでに医療機関からあらゆる場所へ広がりつつあり、医療機関の外来や訪問看護など、地域における看護の療養支援へのニーズは高まっています。特に入院と在宅をつなぐ軸となる外来看護には、人々の抱える多様なニーズに十分に看護の力を発揮していくことが期待されています。

また、長引くコロナ禍においては、今もなお多くの看護職員が様々な場で精一杯職責を 果たしており、看護職員の果たす役割とその確保の重要性は、かつてない実感を社会にも たらしています。あわせて今後、看護がよりその専門性を発揮し、人々の健康と療養を支え ていくには、業務の効率化や基礎教育のさらなる充実が求められます。

以上より、令和6年度予算案等の編成、政策の策定にあたっては、以下の重点要望事項 2点を強く要望するとともに、看護提供体制全般に係る全13項目について、その実現に向 け格別のご高配を賜りますよう要望いたします。

#### 重点要望事項

- ○外来における人員配置標準の見直しと強化
- ○救急外来における人員配置基準の見直しと強化

### 要望事項

- 1. 外来における人員配置標準の見直しと強化
- 2. 救急外来における人員配置基準の見直しと強化
- 3. 看護情報に関するデータ利活用の推進
- 4. 訪問看護推進室(仮称)の設置
- 5. 看護師基礎教育の4年制化の実現
- 6. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する課題解決
- 7. 保健師助産師看護師国家試験におけるコンピューター活用の推進
- 8. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討
- 9. 「助産師活用推進事業等」に関する予算確保の継続
- 10.安全・安心な周産期医療支援体制の整備
- 11.ICT 機器・システム等を活用した看護業務効率化への財政支援
- 12.マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムのための広報活動 の強化
- 13.新型コロナウイルス感染症下における、臨地実習及び新人看護職員研修に対する支援の強化

### 1.外来における人員配置標準の見直しと強化

### 外来における人員配置標準の見直し

外来看護の機能及び看護職員配置は、病院機能に伴う 違いが大きく、昭和23年に制定された医療法上の外来の 看護師および准看護師の「人員配置標準30対1」は実態に 合わない。

ついては、一律的な配置基準ではなく、特定機能病院及び 地域医療支援病院等、外来機能に応じた人員配置標準へ 見直しをされたい。

### 外来医療・看護機能に応じた人員配置へ

- 外来看護職員1人あたりの外来患者数は、中央値14.3対1、平均値17.3対1であり、昭和23年に制定 した、人員配置標準30対1は看護の実態に合わない。
- さらに、特定機能病院・三次救急病院では、中央値が24.2対1、地域医療支援病院では15.3対1、そ の他病院では12.9対1と、病院機能による有意差がある。
- 患者像の違いや、他職種とのタスク・シフティング/シェアリングの実施状況等が看護職員配置に影 響していると考えられる。

#### 【一般外来部門における、外来看護職員1人あたり外来患者数の分布 【病院機能別にみた、X対1の中央値と分布】 : X対1の「X」の分布 (n=1,668) 】 地域医療支援 特定機能病院・ その他病院 三次救急 病院 中央值14.3対1 平均值17.3**対**1 24.2対1 330 336 15.3対1 129対1 198 検定方法: Kruskal-Wallis検定及びDunn検定 156 133 89 特定病院+三次救急 30.0% (n=170)10~ 15~ 20~ 25~ 5未満 30以上 地域医療支援病院(n=307) 50.2% 18.2% 9.4% 10未満 15未満 20未満 25未満 30未満 【病床数別: 外来看護職員1人あたり外来患者数の中央値 (n=1,665)】 その他(n=1191) 13.4% 6.4% ■10未満 ■20未満 ■30未満 ■30以 F 99床以下 100~199 200~299 300~399 400~499 500床以上 (n=380)床(n=571) 床(n=219) 床(n=196) 床(n=125) (n=174) 【病院機能別にみた、タスク・シフト実施割合】 11.7対1 12.3対1 14.0対1 16.6対1 19.3対1 24.1対1 タスク・シフトしている施設割合 特定機能病院・地域医療支援 看護職と他職種の業務分担 その他病院 病院(三次救急以外 【平日5日間の内科受診者のうち、介護保険利用者の割合】 診察室準備、環境整備 58.9% 76.8% 診察室における診療の補助以外の業務 0.6% 16.0% 4 5% 98.0% 83.1% 特定病院·三次救急(n=156) 78.8% (書類整理等) 案内、検査の付き添い 87.4% 73.0% 処置 点滴 採血等 27.9% 21.6% 11.3%10.2% 地域医療支援病院(n=293) 71.0% 外来手術の支援(機械出し,外回り) 14 6% 8.8% 外来手術の支援(処置・手術介助・療養指導 7.0% 9.3% その他(一般病床200床以上)

外来化学療法の支援(処置・療養指導等)

記録の作成(事務的な記録)

手続き等、事務的な内容の説明

外来放射線治療の支援(処置 療養指導等)

9.6% 11.0%

13.1% 16.0% 5<mark>.3%</mark>

58.7%

■0% ■0%超10%未満 ■10%~30%未満 ■30~50%未満 ■50%以上

(n=146)

その他(一般病床200床未満)

(n=891)

34.9%

78.8%

86.9%

27.2%

34 4%

70.8%

76.4%

66.0%

54.8%

16.2%

9.3%

6.3%

20.8%

25.6%

58.5%

69.3%

### 2. 救急外来の人員配置標準の見直しと強化

### 救急外来の人員配置基準の新設

救急外来の看護職員の配置に関して定めた規制はなく、救急 患者を円滑に受け入れ、安全な医療提供及び救急医療現場 の負担を図るには、適切な人員配置基準が求められる。つい ては、

- 救急外来の看護職員の人員配置基準を新設し、評価され たい。
- 「救命救急センターの充実段階評価」に「看護職員の配 置」及び「専門性の高い看護師の配置」に関する項目を追 加されたい。

### 救急外来における看護配置に関する基準及び現状

- 救急外来の看護職員の配置に関して定めた規制はなく、医療法上に定められる外来の看護師及び 准看護師の「人員配置標準30対1」に基づき各医療機関が配置を行っている。
- 救急外来に平均1名以上の看護職員が常駐する実態がある一方、救急外来で1看護単位とする、救 急外来に看護職員を専従で配置する割合は少ない。
- 外来において看護職員が役割発揮をするとともに、救急外来において看護職が求められる役割を果 たすには、救急外来に特化した看護職員の配置基準を設けることが重要である。

三次救急医療(救命救急医療機関)		二次救急医療(入院救急医療)	
	病院等を定める省令 線病院又は救急診療所)	<医師>救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事 < <mark>看護職員</mark> >記載なし	
	地域医療付画界長通知「疾病・事業及び 在宅医療に係る医療体制について」 (救急医療の体制構築に係る指針)	< 医師> 救急医療について相当の知識及び経験を有する 医師が常時診療に従事(救急科専門医等) < 看護職員> 記載なし	< 医師> 救急医療について相当の知識及び 経験を有する医師が常時診療に従事 < 看護職員> 記載なし
知	地域医療計画課長通知「救命救急センターの充実段階評価」	〈医師〉専従医師数(そのうち救急科専門医数) 休日及び夜間帯の医師数・救急専従医師数 〈その他の職種〉 転院及び転棟の調整を行う者・薬剤師・ 臨床工学技士の配置、医師事務作業補助者の有無 〈看護職員〉記載なし	
【時間	帯別にみた救急外来の看護職員数	・患者 <sup>※1</sup> (n=1,302)】  【全国調査の自由記述かり	ら(一部抜粋) <sup>※2</sup> 】

#### 【時間帯別にみた救急外来の看護職員数・患者\*1 (n=1,302) 】

		救急外来に 常駐する 看護職員数	必要時、 救急外来で 対応する 予定の 看護職員数	うち実際に 救急外来で 対応した 看護職員数	救急外来で 対応してい た患者数
		平均	平均	平均	平均
10	午前2時時点	1.2人	1.0人	0.4人	0.7人
月 13 日	午前10時時点	1.8人	2.0人	0.8人	1.5人
旦 必	午後9時時点	1.4人	1.1人	0.6人	1.6人

※10月13日(水)の状況を回答することが難しい場合には、平日の別日の状況を回答

#### 【救急外来の看護単位<sup>※1</sup>(複数回答、n=1,712)】

11.8%2<mark>.9</mark>% 15.6% **2.2**%

※1 出典:2021年病院看護実態調査、日本看護協会

ル人員等の参考になる体制を提示してほしいと思います。

も病棟の看護配置が優先されてしまう傾向にある。

※2 出典: 令和4年12月14日第2回教会医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会資料 「資料1 教急外来における多職種の配置、連携等について」(任先生提出資料(厚生労働科学特別研究))」

● 救急外来に看護配置基準が無いので管理監督者は看護師が必要と分かっていて

救急外来の配置人数が無いために、病棟に欠員が発生するとスタッフが引き抜かれ ます。早い段階での配置人数が設定を法的に下して下さい。現場は切実です。コロ ナ患者かどうかわからない患者に接触するスタッフと、病棟でコロナが治癒した患者に 接する看護師と手当や労働条件が同等ではモチベーションの継続が困難です。検

今回の研究を基に、救急医療体制を整備するうえで、配置人数の基準を明らかに

外来は看護師数が多いと指摘されています。しかし、一般診療と発熱外来を両立 するためには人数が必要となります。看護配置の基準を見直し、モデルケースやモデ

■救急外来と一般外来で一看護単位

討をお願いします。

してほしい。

■ 救急病棟やICU等の入院病棟・救急外来の一看護単位 ■手術室・救急外来で一看護単位 ■ その他

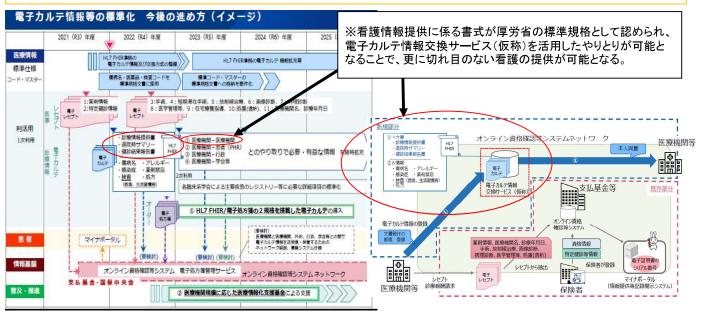
■ 救急外来で一看護単位

■無回答・不明 公益社団法人 日本看護協会

- 3. 看護情報に関するデータ利活用の推進
- 看護情報提供書について、電子カルテ情報交換サービス (仮称)を活用し、相手先の医療機関等に送信、および相手 先の医療機関等において本人同意の下、同システムに おいて照会・受信できるよう検討されたい。

# 看護情報に関するデータ利活用の推進

- 現在国では、全国的に電子カルテ情報を医療機関等で閲覧可能とするために、電子カルテ情報交換サービス (仮称)を活用した電子カルテ情報等の照会・受信に関する検討が進められている。より一層効果的・効率的で シームレスな継続看護の提供のためには、看護情報提供書も当該サービス上で共有できる仕組みの構築が求められる。
- 令和4年度診療報酬改定において、医療機関から医療機関等への看護情報提供に係る書式(様式50 看護及び 栄養管理に関する情報(1))の項目が見直され、現在、厚生労働科研においてHL7 FHIRを用いた規格仕様書の 作成が進められている。今後、看護情報提供書HL7 FHIR記述仕様が保健医療分野の標準規格として認められる ことで、医療情報システムへの実装が進み、標準様式での看護情報のやりとりが可能となる。



### 4. 訪問看護推進室(仮称)の設置

- 厚生労働省の訪問看護に係る組織体制を明確化し、訪問看護施策を推進するための「訪問看護推進室(仮称)」を医政局に設置されたい。
  - 訪問看護は介護保険と医療保険の両制度にまたがり、要介護高齢者から 小児、重症心身障害者、難病、精神疾患など多世代・多様な在宅療養者 に対応している。
  - 施策の企画・実施が複数の部署にわたる場合も、訪問看護サービスの実施状況に係る課題や情報は一元的に把握され、財源や人材を効率的に活用した提供体制整備に反映されることが重要である。
  - 本会は2019年度より都道府県への「訪問看護総合支援センター」の設置を 提案している。センター設置県では訪問看護の基盤整備、人材確保、質の 向上に向けた諸事業を一元的・総合的に展開することで訪問看護師確保 の推進を図っている。

### 訪問看護施策の一体的・総合的な推進体制が必要

訪問看護の利用者数は介護保険、医療保険ともに増加しており、特に近年は医療保険の利用者数が伸びている他、 医療保険による小児や精神、難病患者の利用者も増え、利用者像が多様化している。

#### 訪問看護利用者数の推移



第4回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ(2022年7月20日)資料

#### 年齢層別・主傷病別の訪問看護利用者数推移(医療保険)



⊗その他

出典:訪問看護療養費実態調査(各年)

■損傷、中毒、その他の外因の影響

#### 日本看護協会 訪問看護総合支援センター試行事業 (2019年度~)

都道府県の訪問看護の人材確保・体制整備を一体的に支援する <mark>訪問看護 総合支援センター※!試行事業</mark>※2 を

都道府県看護協会、都道府県訪問看護連絡協議会に委託し試行 (2019~2022年度 延べ14団体)

※1日本看護協会による呼称

※2 下記 センターの「7つの機能」に該当する事業費の一部を本会が負担(単年度)

#### センターの目的と機能

3つの目的	7つの機能	
4 公平十年	① 事業所運営基盤整備支援	
1 経営支援	② 訪問看護事業所の開設支援	
	③ 潜在看護師・プラチナナース等の就業及び転職促進	
2 人材確保	④ 人材出向支援	
	⑤ 新卒看護師採用に向けた取り組み	
3 訪問看護	⑥ 訪問看護に関する情報分析	
の質向上	⑦ 教育・研修実施体制の組織化	

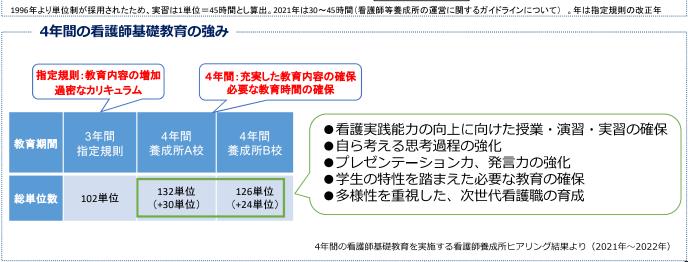
各都道府県の実状に合わせた 効率的・重点的な人材確保策を展開

### 5. 看護師基礎教育の4年制化の実現

- 少子高齢化がさらに進む中で、将来を担う看護師が社会で求められる役割を果たすために必要な基礎教育を提供できるよう。
  - 新カリキュラムの運用状況・課題・成果を明確化するための評価に早急に取り組まれたい。
  - 看護師基礎教育の修業年限を現行の「3年以上」から 「4年」に延長されたい。
  - ※厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」(2019年)では、今後の課題等として「現行の教育課程の修業年限を前提とした教育内容の検討には限界がある。今後の看護職員の役割拡大を見据え、看護師基礎教育について一層の臨床判断能力等を養うことが必要であり、また助産師教育の国際基準等を踏まえ、看護基礎教育について修業年限の延長も含めた教育内容及び方法の検討の場を早急に設置する必要がある」との意見を記載

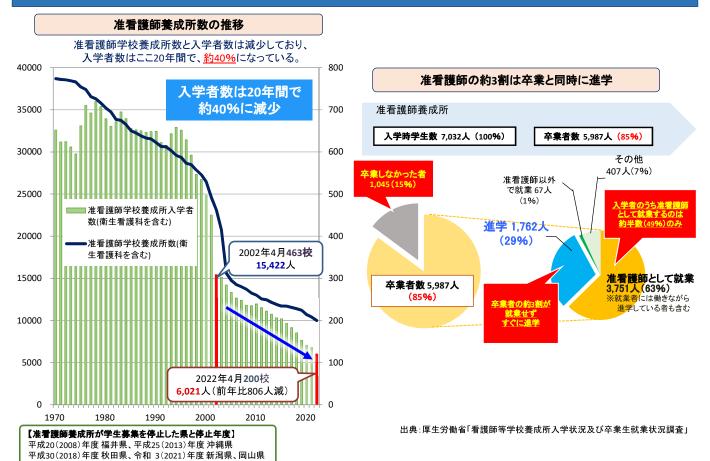
### 社会ニーズに応える看護師基礎教育とするため4年制化が必要





- 6. 准看護師養成の停止及び准看護師制度に関する 課題解決
- 高齢化の進展等により複雑な状況にある患者が急増する 状況においても安全・安心な看護を提供するため、 准看護師養成を停止されたい。

# 准看護師の養成停止



令和 4(2022)年度山形県

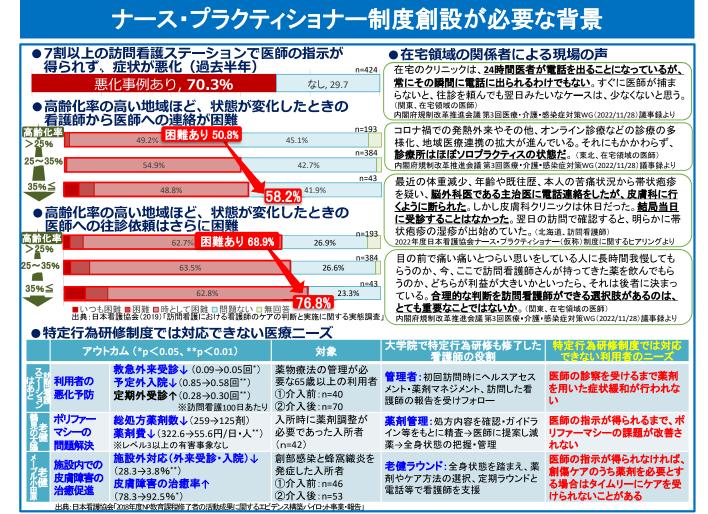
- 7. 保健師助産師看護師国家試験における コンピューター活用の推進
- 保健師助産師看護師国家試験は医療提供体制を支える人材を確保する上で重要である。ICTの進展に加え、近年の自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、受験機会の確保、危機管理の観点から、コンピュータを活用した保健師助産師看護師国家試験の実施について早急に開始されたい。
  - •厚生労働省「医道審議会保健師助産師看護部分科会 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会」(2021年)では、保健師助産師看護師国家試験におけるコンピュータの活用についての積極的な検討の必要性が指摘されている。

### 8. ナース・プラクティショナー制度の創設に関する検討

 ◆特定行為研修制度では対応できない医療ニーズがあり、 医師の指示が得られずに症状が悪化する利用者が少なく ない実態を改善するため、ナース・プラクティショナー制度 創設に向けて、早急に検討を開始されたい。

※1 ナース・プラクティショナーとは、大学院修士課程における専門課程を修了し、ナース・プラクティショナーの免許取得又は登録をした看護師を指す。医師の指示がなくとも一定レベルの診断や治療などを行うことができ、外国の医療現場において活躍している。

※2 厚生労働省「医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会・議論の整理」において、「2035年度末を目標とした中長期的な視点での更なるタスク・シフト/シェアについて引き続き検討を進めていく」とされている。

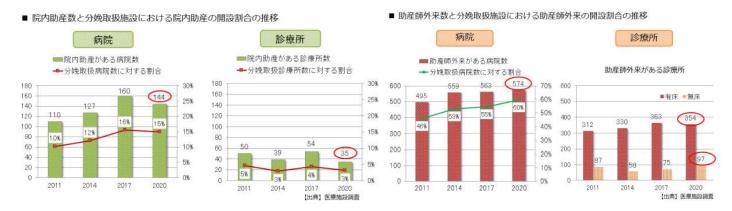


### 9.「助産師活用推進事業等」に関する予算確保の継続

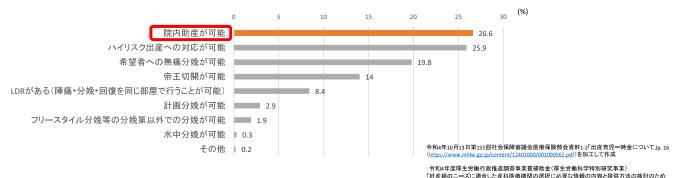
- 産科医師のタスク・シフト/シェアや、妊産婦への切れ目の ない支援体制の構築には、院内助産・助産師外来の推進 助産師の確保の強化が欠かせない
- そのため、
  - 院内助産・助産師外来等による助産師の活用の推進 に向け、「助産師活用推進事業等」による支援を継続さ れたい
  - 国民に向けて、院内助産・助産師外来の推進を全国的 に周知するための予算を講じられたい
- ※「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関す る基本的な方針」や「第8次医療計画の医療計画作成指 針」にも、院内助産・助産師外来を推進するよう盛り込まれ る見込みである。

### 院内助産・助産師外来に対する妊産褥婦からの二一ズおよび助産師の活用状況

#### 院内助産・助産師外来を開設している病院/診療所数は横ばいである



医療機関で受けられる出産にかかわる分娩サービスについて、出産場所を選ぶ際に妊産婦が考える優 先度は、「院内助産が可能」が最も高く、26.6%であった。



### 10.安全・安心な周産期医療支援体制の整備

- 妊娠における偶発合併症の増加や、妊産婦死亡の原因として 自殺が増加傾向にあるなどメンタルヘルスケアの重要性が増し ており、周産期医療(機関)に求められる役割は大きい
- 一方で、分娩取扱施設の集約化に伴い、妊産婦の身近な地域での出産が難しい場合があり、周産期医療(機関)と妊産婦の身近な地域をつなぐ役割も重要である
  - 妊娠から産後まで一体的な支援が受けられるよう、「院内助産・助産師外来」「産後ケア事業」「地域連携」の3機能を一体的に有し、加えて入院病棟においては「産科区域特定」を必須とし、助産師による手厚い支援を受けることができる母子のための地域包括ケア病棟※の推進を図られたい
  - また、医療機関に対し、当該体制の整備に向けた予算を講じられたい
  - さらに、妊産婦に対し、当該体制を周知されたい
- ※妊娠・出産・子育で期において切れ目なく継続したケアを提供できる場と機能 の強化を目指し、本会が提唱したものである。

### 安全・安心な周産期医療支援体制の整備

#### ■院内助産・助産師外来

妊産婦への調査では、満足度が高く、助産師との関係構築により安心感が増加することが報告されている。 また、院内助産はニーズが高く、妊産婦が出産場所を選択する際に考える優先度で1位であった。

#### ■産科区域特定

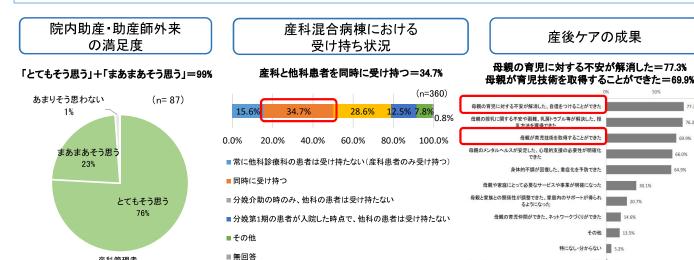
産科混合病棟は7割を占める。成育医療等基本方針には「産科区域の特定等の対応を講ずることが望ましい」と明記

#### ■産後ケア事業

母親の育児に対する不安の軽減等が成果として報告されている。母子保健法の一部を改正する法律で規定されている

#### ■地域連携

分娩取扱施設の集約化に伴い、住み慣れた地域での出産が難しい地域がある。里帰り分娩も含め、分娩した医療施設と居住地域の子育て世代包括支援センター等をつなぐ機能が重要である



出典: 日本看護協会:院内助産・助産師外来の開設による 効果に関する調査報告書(2019年) 出典:日本看護協会.2022年度病院看護実態調査公益社団法人 日本看護協会

出典:みずほ総研:産後ケア事業の現状及び今後の課題並びに これらを踏まえた将来のあり方に関する調査研究(2019年)

# 11. ICT機器・システム等を活用した看護業務効率化への 財政支援

- 看護業務の効率化を推進し、看護ケアの質向上に活用できる ICT機器・システム導入のための予算を確保されたい。
  - 厚生労働省補助金事業「看護業務の効率化先進事例収集 周知事業」(2019年~2022年度)において、ICT機器等の活用が看護業務の効率化に有用であることが明確となった。
    - 例)音声入力による看護記録時間の削減

スマートフォンと電子カルテ連携システムによる情報取得・共有の迅速化と記録 時間の短縮

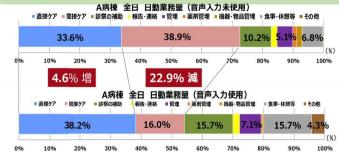
携帯型エコーを用いたアセスメントとICT利用によるタイムリーで適切なケア提供

- 看護現場では、記録の効率化や多職種連携、タスク・シフト/シェアへの二一ズが大きい。ICT等の導入により、記録や患者情報等を迅速かつ正確に共有し、業務を可視化することは、看護業務の効率化だけではなく、医療安全や多職種連携、タスク・シフト/シェアの推進に大きく寄与する。
- しかし、財源の確保、人材の確保・育成が業務効率化の大きな課題となっている。

### 看護業務の効率化の好事例

#### 事例1:音声入力による記録時間の削減

- ① 記録入力スピードの向上 60文字/分(タイピング)→270文字/分(音声入力) ▶約4.5倍の速度向上
- ② 業務時間内記録が平均21.5分→平均43.5分に増加 時間外記録が平均92.2分→平均59.2分に減少
- ③ 一人あたり月平均時間外勤務時間の削減21.86時間(2018年3月)→10.92時間(2019年3月)
- ④ 直接ケア時間 4.6%増加、間接ケア時間22.9%減少
- <費用例(A病院:200床未満、病院全体での費用)>
- ・初期投資 ソフト購入費・導入作業費:約300万円 サーバ機器費:約50万円 Wi-Fi環境整備:約200万円
- 運用コスト サーバ保守費:約30万円/年 通信費:約72万円/年※スマートフォン30台分ライセンス料:約360万円/年※100ライセンス契約時



#### 事例2:訪問看護でのエコー活用による医師との連携とタイムリーなケア提供

- ① 所見の可視化・ICT利用による多職種でのリアルタイムの情報共有により、正確な観察とケア選択が可能になり、観察、アセスメント、ケア計画立案にかかる時間が短縮
- ② 適切なケアが実施できることで、不要なケアの削減や、緊急訪問や電話相談の時間・回数の減少
- ③ エコーは非侵襲的であり、不要なケアをしないことは、患者の安楽につながっている
- ④ 利用者とかかりつけ医が100km以上離れている地域では、利用者が医療者とつながっているといった安心感・満足感を得られている

<費用例>携帯型エコー1台あたり レンタル:約50万円/年 購入:約100万円

### 事例3:言語解析AIの活用による転倒・転落リスクの判定

- ① 言語解析AIが電子カルテの患者情報を解析して転倒・転落リスク評価を行うことで、看護師のリスク評価時間を削減 約35分→0分 (1患者5分として7名の評価をした場合)
- ② 転倒・転落リスクの精度を高め、多職種連携で患者に即したケア提供により、業務時間の短縮と転倒・転落インシデントが減少460件(2020年度)→284件(2021年度)
- <費用例>AI初期導入費用:約100万円 AI利用料:約100万円/年

# 12. マイナンバー制度を活用した看護職の 人材活用システムのための広報活動の強化

● 2024年度より稼働するマイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システムを利用し、看護職の資質向上と潜在看護職に対する復職支援等の充実を図るためには、本システムの有用性及びマイナンバー登録・ナースセンターへの情報提供の同意の重要性について、就業、未就業問わず広く看護職に周知する必要がある。都道府県ナースセンターにおいて、県内の看護職にあまねく周知できるよう財政的な支援をお願いしたい。

### 新たなシステムを活用するために看護職に周知が必要とされる情報

- ○システムの機能、活用方法に関する情報提供
  - ・マイナンバーの提供およびマイナポータルの開設、機能、構成
  - ・マイナポータルを通じた業務従事者届け出について
  - ・登録、蓄積可能な情報、情報の登録方法、操作方法
- ○看護職キャリア情報の活用について
  - ・マイナポータルを通じた自分自身のキャリア情報へのアクセス方法
  - ・ナースセンター・コンピュータ・システムに蓄積された看護職キャリア情報、 研修等受講履歴の活用方法
- ○都道府県ナースセンターの活用方法
  - ・医療従事者届出システムからナースセンター・コンピュータ・システムへの 情報提供への同意について
  - ・ナースセンターによるキャリア支援の内容
  - ・ナースセンターで取り扱う情報の範囲、情報セキュリティ、個人情報保護
- ○研修実施主体への周知
  - ・研修履歴情報の登録方法、参加促進
- ○その他、システムの活用促進のための広報

# 13. 新型コロナウイルス感染症下における、 臨地実習及び新人看護職員研修に対する支援の強化

- 看護師養成所の臨地実習施設の実習指導者及び新人看護職員 研修の指導者の充実強化にかかる人件費等を補助されたい。
  - 日本看護協会が実施した調査結果において、7~8%で推移していた新人看護職員の離職率が2021年に10.3%に上昇しており、看護学生及び新人看護職員への支援強化が喫緊の課題である。(「2022年度病院看護実態調査」結果速報)
  - 看護師に必要な実践能力を習得する上で、<u>臨地実習</u>は不可欠である。実習施設である医療機関等での感染症対応に伴う業務の増加や看護職員の新型コロナウイルス感染症の罹患等により、実習指導に係る人員が十分に確保できない状況があり、看護学生は安定した臨地実習が受けられていない。
  - <u>新人看護職員研修</u>は新型コロナウイルス感染症下で、eラーニングの併用や集合研修の内容をしぼり、OJTによる指導に変更したことにより、指導者の負担が増大している。

### 臨地実習実施のため指導者確保への支援が必要

#### 看護職員の離職率の推移



出典:日本看護協会 2022年病院看護実態調査(速報値)

#### 新型コロナウイルス感染症の 看護学生の臨地宝習に対する影響 (2021年4~9月)

件数	%
680	25.5
702	26.3
555	20.8
603	22.6
76	2.8
52	1.9
2,668	100
	680 702 555 603 76 52

出典:日本看護協会 2021年病院看護実態調査

#### 新人看護職員の基礎教育での実習経験

	n	%
例年に比べ、かなり充実した実習を経験してきている	1	0.1
例年に比べ、やや充実した実習を経験してきている	8	0.8
例年とほぼ同様な実習経験をしてきている	190	18.2
例年に比べ、実習経験がやや不足している	524	50.2
例年に比べ、実習経験がかなり不足している	250	23.9
不明	71	6.8
全体	1044	100.0

出典:厚生労働科学特別研究事業分担研究 新型コロナウイルス感染症流行下 における新人看護職員研修の実態調査:研究代表者 末永由理(2021)

# 新人看護職員への支援体制の拡充

2019年度から2021年度にかけて変更した 研修実施方法(<sub>複数回答</sub>)

コロナ禍での新人看護職員研修の課題(複数回答)

項目名	N	%
eラーニングを併用した	445	42.6
集合研修で実施する内容を絞り、それ以外はOJTに移行させた	394	37.7
1回の研修時間を短くした	341	32.7
人数を減らし、同じ研修を複数回実施した	308	29.5
遠隔での集合研修を併用した	164	15.7
その他	162	15.5
2019年度からの実施方法の変更はない	176	16.9
不明	70	6.7
全体	1044	100

項目名	N	%
実地指導者の育成	714	68.4
教育担当者の育成	687	65.8
皆で育てるという雰囲気の醸成	641	61.4
研修を企画・運営する看護職員のICTスキル	519	49.7
実地指導者・教育担当者の負担軽減	505	48.4
ICTを活用するための施設・機器の整備	361	34.6
病院のICT活用を促進する人材・部門の整備	293	28.1
集合研修の会場	259	24.8
他の機関との連携	189	18.1
新人看護職員研修に関わる予算	172	16.5
研修を受ける新人看護職員のICTスキル	141	13.5
基礎教育での学び	75	7.2
その他	44	4.2
現在感じている課題はない	6	0.6
不明	76	7.3
全体	1044	100

厚生労働科学特別研究事業分担研究

新型コロナウイルス感染症流行下における新人看護職員研修の実態調査:研究代表者 末永由理(2021) 公益社団法人 日本看護協会 文部科学省

高等教育局長 池田 貴城 殿

公益社団法人 日本看護協会 会 長 福 井 トシー 協力

### 令和6年度予算・政策に関する要望書

少子高齢化の進行や患者像の複雑化に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が急がれています。人々の療養の場が、医療機関からあらゆる場に広がる中、切れ目のない支援を提供し、安全・安心な生活を支えるため、看護職に求められる役割や活躍の場はこれまで以上に拡大しています。また、医療の高度化をはじめとした社会からの期待に応えるためには、保健師・助産師・看護師ともに、幅広い知識と高い判断力を備え、患者・利用者との信頼関係を構築しケアを提供することが出来る高い実践力が必要です。

とりわけ、看護師には多様な場において患者・利用者の状態を的確に観察・判断し、状況に 応じて適切に対応できる看護実践能力の向上が不可欠であり、基礎教育の強化は喫緊の課 題です。また、保健師・助産師教育においても、専門職としてあらゆる場であらゆる世代に必 要なケアを提供するために、基盤となる教育の時間数確保が求められています。

つきましては、大学における 4 年間の看護師教育および保健師・助産師教育の大学院教育への移行についてご尽力を賜りますよう要望いたします。

### 重点要望事項

○ 質の高い看護系人材の養成推進

### 1. 質の高い看護系人材の養成推進

- カリキュラム改正により各課程を修了するために必要な単位数が引き上げられ、4年間で複数の専門職に関する内容を教授することは極めて困難なため、
  - 大学における4年間の看護師教育を推進されたい。
  - 保健師教育・助産師教育を速やかに大学院へ移行 されたい。
  - 学部教育での教育の実態と課題を調査されたい。
  - ※厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」(2019年)では、今後の課題等として「現行の教育課程の修業年限を前提とした教育内容の検討には限界がある。今後の看護職員の役割拡大を見据え、看護師基礎教育について一層の臨床判断能力等を養うことが必要であり、また助産師教育の国際基準等を踏まえ、看護基礎教育について修業年限の延長も含めた教育内容及び方法の検討の場を早急に設置する必要がある」との意見を記載

公益社団法人 日本看護協会

1

### カリキュラム改正により単位数が増加し、統合教育は困難に

#### - 看護系大学における保健師・助産師教育の現状(2022年度298課程)

- ▶ 保健師と看護師の養成をあわせて行う大学は249課程、うち18課程では保健師養成にかかる科目が必修
- ▶ 助産師と看護師の養成をあわせて行う大学は80課程
- ▶ 看護師・保健師・助産師の3つの養成を4年間で実施している大学は75課程

課程	学校数		
看護師課程のみ	44		
看護師課程+保健師課程	<b>174</b> (保健師必修6を含む)	看十保 <b>— 249</b>	
看護師課程+保健師課程+助産師課程	<b>75</b> (保健師必修12を含む)	(保健師必修18を 含む)	看+助
看護師課程+ <mark>助産師課程</mark>	5		80

#### 看護系大学院における保健師・助産師教育 の現状(2022年度 197大学/205課程)

課程	学校数
保健師養成課程	19校
助産師養成課程	50校 (専門職学位課程 1校含む)

### -- カリキュラムの改正(2022年4月~適用) ---

各課程の単位数が引き上げられたため、4年間 で複数の専門職に関する内容を教授することは 極めて困難

極めて困	対難	
	旧カリキュラム	新カリキュラム (2022年4月~)
看護師	97単位	102単位(+5単位)
保健師	28単位	31単位(+3単位)
助産師	28単位	31単位(+3単位)